

群馬大学医学部附属病院診療情報提供要領

平成16. 4. 1 制定
改正 平成17. 4. 1 平成21. 3. 10
平成25. 4. 1 平成26. 4. 1
平成30. 4. 1

(目的及び趣旨)

第1 この要領は、群馬大学医学部附属病院診療情報管理規程（平成20年10月14日制定。以下「管理規程」という。）第15条の規定に基づき、群馬大学医学部附属病院（以下「本院」という。）における診療情報の提供に関し必要な事項を定め、もって治療効果の向上と、より質の高い医療の実現を目指すことを目的とする。

(定義)

第2 この要領における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「診療情報」とは、管理規程第2条第1号に規定する診療情報をいう。
- (2) 「診療記録」とは、管理規程第2条第2号に規定する診療記録をいう。
- (3) 「診療情報の提供」とは、口頭による説明、説明文書の交付、診療記録の開示等具体的な状況に即した適切な方法により、患者等に対して診療情報を提供することをいう。
- (4) 「診療記録の開示」とは、患者等の求めに応じ、診療記録を閲覧に供すること又は診療記録の写しを交付することをいう。

(診療情報の提供)

第3 患者等から診療情報の提供を求められた場合には、次の各号に掲げる方法により原則としてこれに応じるものとし、患者等にとって理解を得やすいよう、懇切丁寧に行うものとする。

- (1) 診療中の患者に対する診療情報の提供は、「群馬大学医学部附属病院のインフォームド・コンセントに関する指針」に基づき行うものとする。
 - (2) インフォームド・コンセントの一環として、当該診療科の医療従事者が患者等に対し、直接的に診療情報の提供を行う行為や、セカンドオピニオンに対する診療情報の提供については、日常積極的に推進するものとする。ただし、患者本人が「知らないでいたい希望」を表明した場合には、これを尊重しなければならない。
 - (3) 本院以外の医療機関において作成された診療情報を提供する必要がある場合は、当該医療機関の承諾を得た後に提供するものとする。
- 2 患者が死亡した際の遺族に対する診療情報の提供は、遅滞なく、死亡に至るまでの診療経過及び死亡原因等について行うものとする。なお、その際には、患者本人の生前の意思及び名誉等を十分に尊重しなければならない。
- 3 患者の診療のため必要がある場合は、患者の同意を得て、その患者を診療した、又は現に診療している他の医療従事者に対し、診療情報の提供を求めることができるものとする。
- 4 診療情報の提供の求めを受けた医療従事者は、患者の同意を確認した上で、診療情報

を提供するものとする。

5 病院長は、診療情報の提供が次の各号のいずれかに該当する場合には、診療情報の一部又は全部を提供しないことができる。

- (1) 診療情報の提供が、第三者の利益を害するおそれがある場合
- (2) 診療情報の提供が、患者本人の心身の状況を著しく損なうおそれがある場合
- (3) 患者本人以外からの請求であって、患者本人が、本人以外への診療記録の開示について拒否していることが明らかである場合
- (4) その他関係する医療従事者が特に必要と認める場合
(守秘義務)

第4 医療従事者は、法律に別段の定めがある場合を除き、患者の同意を得ずに患者以外の者に対して診療情報の提供を行ってはならない。

(正確性の確保)

第5 医療従事者は、適正な医療を提供するという利用目的の達成に必要な範囲内において、診療記録を正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

2 診療記録の訂正は、訂正した者、内容及び日時等が分かるように行わなければならない。

3 診療記録の字句等を不当に改ざんしてはならない。

(診療記録の開示)

第6 患者等が患者の診療記録の開示を求めた場合には、原則としてこれに応じなければならない。

2 診療記録の開示の際に患者等が補足的な説明を求めたときには、当該診療科の医療従事者は、できる限り速やかにこれに応じなければならない。

3 電子媒体の診療記録を開示する場合は、原則、修正履歴の印刷をしないものとする。ただし、患者等が希望する場合及び法律に別段の定めがある場合は、この限りではない。

4 診療記録の開示請求を行うことができる者は、原則として患者本人とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、患者本人以外の者が患者に代わり請求できるものとする。

- (1) 患者に法定代理人がいる場合は、法定代理人。ただし、満15歳以上の未成年者については、疾病の内容によっては患者本人のみの請求を認める。
- (2) 診療契約に関する代理権が付与されている任意後見人
- (3) 患者本人から代理権を与えられた親族及びこれに準ずる者
- (4) 患者が成人での判断能力に疑義がある場合は、現実に患者の世話をしている親族及びこれに準ずる者

5 患者が死亡した際における診療記録の開示請求を行うことができる者は、次の各号に掲げる者（法定代理人を含む。）とする。

- (1) 患者の配偶者
- (2) 患者の子
- (3) 患者の父母
- (4) 前各号に準ずる者
(開示請求の手続)

第7 診療記録の開示を請求しようとする者は、請求者本人であることを示す証明書等を提示の上、診療記録開示請求書（以下「請求書」という。）により、病院長に請求しなければならない。また、診療記録の開示を請求しようとする者が患者本人でない場合は、患者本人との関係を示す証明書等を提示しなければならない。

2 病院長は、請求書を受理した場合は、速やかに当該診療科長の意見を聴いた上で、診療記録の開示の可否を決定し、結果を請求者に通知する。

3 病院長は、診療記録の開示を決定した場合は、日常診療の支障を考慮の上、開示の日時、場所及び方法等を決定する。

4 診療記録の開示に関し具体的な検討が必要な場合は、病院長は、診療情報管理委員会委員長の意見を聴いた上で、公平かつ慎重に検討し、速やかに決定するものとする。

（開示の際に同席できる者の範囲）

第8 診療記録の開示に当たり請求者と同席ができる者は、第6の第4項及び第5項に掲げる者とし、請求者は、同席する者の氏名及び患者との続柄について、請求書に記載するものとする。

（開示に要する費用）

第9 診療記録の開示に要した費用については、群馬大学医学部附属病院諸料金規程の定めるところにより、料金を徴収する。

（事務）

第10 この要領に関する事務は、医事課において処理する。

（雑則）

第11 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に当たって必要な事項は、委員会の議を経て別に定める。

（要領の改廃）

第12 この要領の改廃は、病院運営会議の議を経て行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関しては、会議への付議を省略することができる。

附 則

この要領は、平成21年3月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。